

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生し、また、津波により漁船等から漏れた燃料に引火し、火や漂流物が町を襲い、大規模な火災が発生する
- ・ 沿線や沿道の建物等が倒壊し、避難路が塞がれ、避難の支障となり、道路に車が放置され、交通麻痺が発生する
- ・ ダムに大量の土砂や流木が流入し、洪水調整機能が低下、また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、その後の豪雨等により決壊し、土石流等による被害が広範囲に拡大する。さらに、ため池に関し、豪雨等による堤体破壊、また直下型地震などによる決壊が生じることにより、下流に多くの被害が発生する。
- ・ 工場や事業場の有害物質が津波により流出し、健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する。
- ・ 山間部の農地や山林が大規模崩壊等により荒廃、その後の降雨等により表土が流出し、新たな山腹崩壊を引き起こし、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する。

- 7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生
- 7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
- 7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
- 7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

### <要点>

1-1)、1-2)による火災対策や建築物等の倒壊対策、1-3)、1-4)、1-5)による水害、土砂災害対策に加え、有害物質の拡散防止対策、漂流物防止対策等を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

### 土砂災害対策の推進

- 深層崩壊をはじめとする大規模土砂災害により生じる、天然ダム等の損壊に備えた防災対策を国、徳島県と連携し着実に推進する。
- ・ 土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全 推進（R1）→ 推進（R4）

### 防火・消火体制の整備

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。
- 災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、消防機能の低下を回避する取り組みを進める。また、消防団や自主防災組織の充実強

化による初動対応力の向上を図る。

#### 警察・消防等の充実強化と連携した訓練の実施等

- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、応急対応能力の向上等を図るため、地震等の災害に即した総合防災訓練等を実施する。

・総合防災訓練の実施（再掲） 開催（R1） → 毎年度実施

#### 有害物質等の拡散防止対策

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する。
- 高圧ガス事業者は、高圧ガス設備の耐震性向上を図るため、既存高圧ガス設備の点検を行うとともに、必要な耐震補強に努める。

#### 津波火災対策の検討

- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する。

#### 漂流物防止対策等の推進

- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶等が流出し二次災害を発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する。
- 港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関等が連携し、放置艇対策を推進する。また、沈船の撤去を推進する。

・「放置艇」の解消に向けた取組みの推進 推進（R1） → 推進（R4）

#### ため池対策の推進

- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い、緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

・農業用ため池に関するデータベース整備・周知（再掲）

着手中（R1） → 整備・周知（R2）

#### 住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策、防災用設備の整備

- 住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動や人材育成に努めるとともに、徳島県及び市で実施している支援の充実を図る。また、耐震シェルターの設置見学など、事例紹介を活用し、耐震化の更なる促進を図る。

- ・木造住宅等の耐震化率（住宅・建築物安全ストック形成事業）（再掲）  
耐震化支援策実施（R1） → 100%（R2）
- ・各種イベント等での耐震無料相談会の開催回数（再掲）  
3回（R1） → 2回／年以上（R5）

○ 安全で快適な住環境を確保するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、「公営住宅等ストック総合改善事業」など、老朽化対策等を実施することにより、住環境の改善を図る。

○ 地震発生時の家具等の転倒による直接死や避難の遅れ等による被災を軽減するため、高齢者等の住宅の家具等を固定する転倒防止器具設置を支援するとともに、転倒防止に関する啓発を行う。

- ・家具転倒防止器具設置支援数（累計）（再掲） 527件（R1） → 727件（R5）

○ 各種災害時に市民等に対して迅速な避難誘導を行い、平時においても避難への認識を高めるため、指定緊急避難場所等に災害種別表示をした、標準化されたピクトグラム標識版の設置を推進する。

- ・防災関連標識版の整備等（再掲） 推進（R1） → 推進（R5）

#### 建築物等の倒壊等防止対策

○ 地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却や、ブロック塀等の安全対策を支援する。

- ・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（支援件数）（空き家対策総合支援事業）（再掲）  
88戸（累計）（R1） → 188戸（累計）（R5）
- ・ブロック塀等安全対策実施件数（支援件数）（住宅・建築物安全ストック形成事業）（再掲）  
34件（累計）（R1） → 94件（累計）（R5）

#### 7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

##### <要点>

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

#### 森林の適正管理と保全の推進

○ 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備、治山・地すべり防止事業を徳島県とともに推進する。

また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。



○ 森林を適正に管理・保全するため、徳島県をはじめとした公的機関による「保安林」の指定等による森林の「公的管理」を推進する。

・ 保安林指定面積（民有林）（累計） 1,396ha（R1）→ 1,396ha（R5）

#### 農地・農業水利施設等の保全

○ 農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、地域コミュニティによる、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取り組みを推進する。

・ 多面的機能支払交付金により保全管理された農用地面積

836.01ha（R1）→ 836.01ha（R5）

○ 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図る。

○ 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。